

2019年12月26日
イオンフィナンシャルサービス株式会社
株式会社イオン銀行

内部通報制度認証の登録について

イオンフィナンシャルサービス株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：河原健次）の子会社である株式会社イオン銀行（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：新井直弘、以下、当行）は、2019年11月22日付で、消費者庁所管の「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）」（以下：WCMS認証）の自己適合宣言登録事業者として登録されましたので、お知らせします。

内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）とは、事業者が自らの内部通報制度を評価して指定登録機関に申請し、認証基準に適合している場合、事業者からの申請により同機関が自己適合宣言登録事業者として登録し、WCMSマークの使用を許諾する制度です。

当行では、不正やルール違反を早期に発見・是正を図るため、「内部通報制度の見える化」をテーマに、敷居が低く、相談しやすい環境作りの取り組みを行ってまいりました。この度、内部通報制度の更なる実効性の向上を目的に、WCMS認証の登録に至りました。

<当行の内部通報制度への主な取り組み>

（1） 通報受付体制

通報窓口は外部窓口を含め、複数の窓口を設けるとともに、退職者やお取引先様まで利用を可能とし、幅広く相談を受け付ける体制を構築しております。

（2） 制度の周知

内部通報制度規程やコンプライアンスマニュアルで明文化するとともに、全社で実施されるコンプライアンス研修や全社に毎月発信される内部通報制度通信等で、内部通報制度の重要性ならびに通報者保護および通報に関する秘密保持等を繰り返し周知しております。

今後もお客さまに安全、安心をお届けできるよう、コンプライアンス経営の強化を図ってまいります。

